

知的財産権賠償責任保険のご案内

知的資産経営に向けた体制構築が必要です！

2021年度のコーポレートガバナンス・コード改訂においては、知的財産に関する記述が追加され、知的財産の投資・活用戦略に関する企業への取組・情報開示の要請は今後一層高まることが予想されます。

貴社においても、知的財産を取り巻く「機会」と「リスク」を経営課題として認識し、対応を検討することが重要です！

知的資産経営とは？

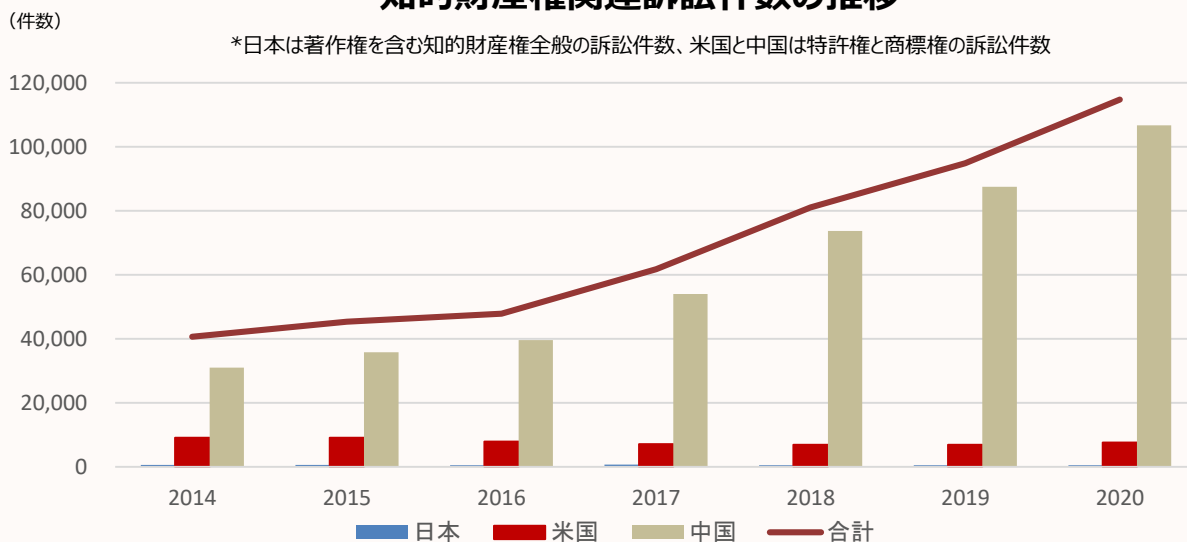
「知的資産」とは、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えない資産のことで、企業の競争力の源泉となるものです。これは、特許やノウハウなどの「知的財産」だけではなく、組織や人材、ネットワークなどの企業の強みとなる資産を総称する幅広い考え方となります。さらに、このような企業に固有の知的資産を認識し、有効に組み合わせて活用していくことを通じて収益につなげる経営を「知的資産経営」と呼びます。

<出典：経済産業省HPを基に作成 https://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/teigi.html>

知財関連訴訟の状況

日本における知財関連訴訟の件数は横ばいですが、知財の商取引の増加や、2020年施行の改正特許法等の影響により、今後この件数は増加することが予想されます。また、近隣の訴訟大国である中国の訴訟件数増加には、日本企業を巻き込んだ訴訟も含まれており、貴社を含む国内企業にとっても大きな影響があると考えられます。米国の訴訟件数は、2019年までは減少傾向でしたが、2020年以降は上昇トレンドに転じています。米国は弁護士費用も極めて高額であるため、米国に進出されている企業にとっては大きな影響を及ぼす可能性があると考えられます。

知的財産権関連訴訟件数の推移



件数	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
中国	31,010	35,775	39,542	53,956	73,697	87,481	106,685
米国	9,056	9,070	7,821	7,066	6,915	6,846	7,583
日本	550	535	505	700	495	510	494

<出典：下記資料を基に当社にて作成>

中国法院知的財産司法保護状況(2019年) <https://www.chinacourt.org/article/detail/2020/04/id/5049570.shtml>

U.S.Courts "Judicial Business" (2012-2018) <https://www.uscourts.gov/statistics-reports/analysis-reports/judicial-business-united-states-courts>

Litigation data derived from Lex Machina. (2021). US Federal Patent Litigation <https://lexmachina.com/>

知的財産高等裁判所HP <https://www.ip.courts.go.jp/documents/statistics/index.html>

貴社の知財戦略を取り巻く経営リスクへの備えをサポートします！

知的財産に関する全てのリスクについて、自社で万全の対策を講じることは非常に困難です。こうした背景を踏まえ、当社より、リスク転嫁の手段に活用いただける商品として「**知的財産権賠償責任保険**」をご提案いたします。

※ 補償内容の概要は裏面をご覧ください。

知的財産権賠償責任保険の概要・特徴

『知的財産権賠償責任保険』は、被保険者が業務を遂行するにあたり、第三者の知的財産権を侵害またはそのおそれがあることに起因して、第三者から損害賠償請求等がなされることにより、被保険者が被る**損害賠償責任**および**争訟費用**を補償します。また、記名被保険者が所有またはライセンス権を有する知的財産権に関する疑義（異議申立や無効審判請求等）によって、被保険者が被る**争訟費用**も対象となります。

- POINT 1 被保険者が被る第三者への**損害賠償金**を補償** … 争訟費用だけではない！
- POINT 2 適用地域は**全世界**** … グローバルな企業活動を支援！
- POINT 3 **複数のオプション**が選択可能** … 財務リスクを手厚くカバー！

契約上の賠償金 不正競争防止法違反による賠償金 喪失利益 製品回収費用 etc…

対象となる企業および知的財産権の種類

本商品では主に **売上高100億円以上** の企業を対象に、以下の知的財産権を補償いたします。

特許権

商標権

意匠権

実用新案権

※ **著作権**は外国法において、特許権・商標権・意匠権・実用新案権に相当すると認められるものに限り対象です。

知財ご担当者さまからのご質問に対するご回答例（ご参考）

本商品の販売開始以降、全国の数多くの企業さま（主に知財ご担当部署の皆さま）と、知財経営・戦略におけるリスクマネジメントの観点での対話・意見交換を実施させていただいております。

（よくあるご質問に対するご回答）



ご担当者さま

グループ包括契約は可能でしょうか？

可能です。ただし、会社法上、子会社とみなされない関連会社やJV等については包括することはできません。



ご担当者さま

適用地域全世界というのは事故発生地でしょうか？ 訴訟提起地でしょうか？

事故発生地および訴訟提起地の両方を保険証券記載の地域（基本的に全世界）としています。告知内容等により制限を行う場合があります。



ご担当者さま

保険の対象となる事故発生日はどの時点と考えればよろしいでしょうか？

本商品は、損害賠償請求ベースの商品です。遡及日の設定はありませんので、被保険者が第三者から損害賠償請求を受けた日を事故日とみなします。



知財ご担当部署との面談設定について

貴社の知的財産を取り巻くリスク状況をご認識いただいたうえで、今後の対策をご検討いただくために、貴社事情をふまえた本商品の詳細なご説明をさせていただくことが可能です。

Web・オンラインでの実施も積極的に行っておりますので、是非ご検討いただけますよう、よろしくお願い致します。



 **損害保険ジャパン株式会社**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

<お問い合わせ先>
損害保険ジャパン株式会社
企業営業第四部東芝室
TEL：03-3231-3378
東芝保険サービス株式会社
企業営業第二部法人第三グループ
TEL：044-578-1047

(SJ21-52086) 2021年12月21日作成